

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）

石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）

石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

写真等による作業の実施状況の記録

石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

* 下線部が改正事項

高

石綿飛散の危険性

低

レベル1 建材 レベル2 建材



けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材



計画届の提出

14日前まで(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告(一定規模以上の工事が対象)

事前調査の実施

* 調査方法を明確化 * 資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け

作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存
掲示

作業時に建材を湿潤な状態にする
マスク等の使用
作業主任者の選任
作業者に対する特別教育の実施
健康診断の実施

作業場所を隔離し、
負圧を維持
集じん・排気装置の初回時・
変更時の点検
作業前・作業中断時の
負圧点検
隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	7	10月	4	4
改正事項全般	7	10月	4	4
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	7	10月	4	4
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	7	10月	4	10

安衛則の公布
改正石綿則

周知
令和2年10月施行

周知
令和3年4月施行

周知、電子届出システムの開発
令和4年4月施行

周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成(全国的な講習の実施)
令和5年10月施行

